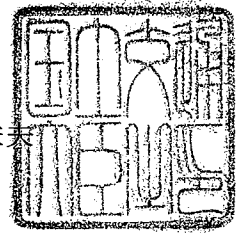


行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和5年2月26日付けで請求され、3月2日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料

請求文書名：

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(2023年2月10日閣議決定)に関連して、内閣法制局に提出された行政文書(例：法律案、理由、新旧対象条文、用例集、内閣法制局御説明資料)のうち内閣法制局に対する説明資料(*)。

(*)法案に係る法的論点について、内閣法制局の審査のためにまとめられた行政文書、各省庁により呼称は異なります。最終版のみで差し支えありません。

2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分：

65ページの一部

不開示とした理由：

開示する行政文書のうち、事業者の取組の一部については、本来公表されることのない法人の内部情報であり、これを公にすることにより法人の正当な利益が害されるおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する「当該法人等の正当な利益が害されるおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

令和5年3月3日付けで請求され、同月7日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
内閣法制局説明資料(令和5年2月 国土交通省住宅局)

請求文書名：

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(国土交通省・総務省)(令和5年3月3日閣議決定)に関連して、内閣法制局に提出された行政文書(例：法律案、理由、新旧対照条文、用例集、内閣法制局御説明資料)のうち内閣法制局に対する説明資料(*)

(*) 法案に係る法的論点について、内閣法制局の審査のためにまとめられた行政文書、各省庁により呼称は異なります。最終版のみで差し支えありません。

2 不開示とした部分とその理由

- 開示する行政文書のうち、個人の家が特定できる写真(3頁、16~17頁、22頁、33頁、54頁)については、法第5条第1号の「個人に関する情報」であって他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないことから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- 開示する行政文書のうち、特定の地域が分かる写真及び情報(16~17頁、22頁、33頁)については、本法案で新たに創設する「空家等活用促進区域」に関して具体的に想定される事例を記載しているところ、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、今後空家等活用促進区域を定めようとする市町村の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるほか、当該地域において空家等活用促進区域が設定されるとの誤解を与え不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号の規定により当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- 開示する行政文書のうち、将来的に省令等で定めることを予定している情報(24頁、34頁、55~56頁)については、国の機関の検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第5号の規定により当該情報が記録されている部分を不開示とした。
- 開示する行政文書のうち、法人に関する情報(74頁)については、本法案で新たに設ける「空家等管理活用支援法人」として想定される法人を記載しているため、市町村の意思決定の中立性を歪めることになるほか、公表することで当該法人が支援法人として指定され得るもの